

兵庫県公報

平成23年6月29日 水曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 兵庫県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（税務課）	1

公布された法令のあらまし

●兵庫県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（条例第34号）

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律等に基づき、兵庫県税条例等の一部を改正する条例の施行期日等について所要の整備を行うこととした。

条 例

兵庫県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年6月29日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第34号

兵庫県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

兵庫県税条例等の一部を改正する条例（平成23年兵庫県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち兵庫県税条例附則第10条の次に1条を加える改正規定中「地方税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律」に改める。

附則第1項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第 号。以下「改正法」という。）の施行の日」を「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第 号。以下「改正法」という。）の施行の日又は兵庫県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成23年兵庫県条例第34号）の施行の日のいずれか遅い日」に改め、同項第2号中「、第38条第3項、第40条第1項、第44条の2第1項」を削り、「、附則第9条の7」を「並びに附則第9条の7」に改め、「並びに附則第10条の改正規定」を削り、同項第3号を削り、同項第4号中「附則第6条の改正規定及び」を削り、同号を同項第3号とし、同項第6号を同項第8号とし、同項第5号中「所得税法等の一部を改正する法律」を「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」に改め、「施行の日」の右に「又は兵庫県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の施行の日のいずれか遅い日」を加え、同号を同項第7号とし、同号の前に次の3号を加える。

(4) 第1条中兵庫県税条例第38条第3項、第40条第1項及び第44条の2第1項並びに附則第10条の改正規定 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第 号。以下「税制構築法」という。）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

(5) 第1条中兵庫県税条例第68条及び附則第21条の改正規定 税制構築法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日

(6) 第1条中兵庫県税条例附則第6条の改正規定 税制構築法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日 附則第7項及び第9項中「施行日以後」を「改正法の施行の日の翌日以後」に、「施行日前」を「同日前」に改める。

附則第11項（見出しを含む。）中「この条例の施行」を「税制構築法の施行」に、「改正法附則第19条の2」を「税制構築法附則第11条の2」に改める。

附則に次の1項を加える。

（施行日が税制構築法の施行の前日となる場合における経過措置）

12 施行日が税制構築法の施行の前日となる場合における施行日から税制構築法の施行の前日までの改正

後の条例附則第10条の2の規定の適用については、同条第1項中「法第17条の5第4項又は経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第 号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の法第17条の5第2項」とあるのは、「法第17条の5第2項」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。